

令和 7 年 度

石川県交通安全県民運動 実施要綱

～ 交通マナーアップいしかわ ～



石川県交通安全推進協議会

令和7年度 交通安全県民運動スローガン

《 交通マナーアップいしかわ 》 事故防止 ルールとマナーとおもいやり

《 交通マナーアップ運動 》

- ・どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり
- ・「大丈夫」 一番危険な 思い込み

《 高齢者とこどもの交通事故防止運動 》

- ・青だけど 自分の目で見て たしかめて
- ・てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ

《 反射材用品等の着用推進運動 》

- ・見えないを 見えるに変える 反射材
- ・反射材 わたしとかがやく 夜の道

《 自転車の安全利用運動 》

- ・ヘルメット がぶるあなたは かつこいい
- ・ヘルメット あごひもカチッと 出発だ

《 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用運動 》

- ・「締めました！」 乗る人みんなの 合言葉
- ・守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

《 飲酒運転根絶運動 》

- ・飲酒運転 しない・させない・許さない
- ・飲む前に 車じゃないよね？ 再確認

《 危険運転及び暴走行為根絶運動 》

- ・まだ行ける？ いいえ黄色は もう止まれ
- ・スピードと 焦る気持ちに ブレーキを

令和7年度 石川県交通安全県民運動 実施要綱

～ 交通マナーアップいしかわ～

1 目 的

人命尊重の理念に基づき、交通安全思想の普及と高揚を図り、県民一人一人が交通ルールを遵守し、思いやりと譲り合いの心をもって、良識ある交通マナーを実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故の防止を図る。

2 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

3 主 唱

石川県交通安全推進協議会

4 推進機関・団体

200機関・団体

5 運動スローガン

事故防止 ルールとマナーとおもいやり

6 運動の重点

- (1) 交通マナーアップの推進
- (2) 高齢者とこどもの交通事故防止
- (3) 反射材用品等の着用の推進
- (4) 自転車の安全利用の推進
- (5) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進
- (6) 飲酒・妨害運転等、悪質・危険な運転の根絶



7 運動のすすめ方

各推進機関・団体は、本運動を効果的に推進するため、相互に連絡を密にし、地域の実情に応じた推進体制の強化を図るとともに、具体的な計画を策定し効果的な運動を展開する。

(1) 年間を通じて行う運動

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ア 交通マナーアップ運動 | ・・・ P 3 |
| イ 高齢者とこどもの交通事故防止運動 | ・・・ P 4 |
| ウ 反射材用品等の着用推進運動 | ・・・ P 5 |
| エ 自転車の安全利用運動 | ・・・ P 6 |
| オ 全ての座席のシートベルト着用と
チャイルドシートの正しい使用運動 | ・・・ P 7 |
| カ 飲酒運転根絶運動 | ・・・ P 8 |
| キ 危険運転及び暴走行為根絶運動 | ・・・ P 9 |

(2) 期間を定めて行う運動等

名 称	期 間	実施内容
春の全国交通安全運動 【全国統一】	4月6日(日)～4月15日(火)の 10日間	実施要綱は幹事会が 決定する。
夏の交通安全県民運動 【北陸三県統一】	7月11日(金)～7月20日(日)の 10日間	
秋の全国交通安全運動 【全国統一】	9月21日(日)～9月30日(火)の 10日間	
年末の交通安全県民運動 【北陸三県統一】	12月11日(木)～12月20日(土)の 10日間	
サイクルマナーアップ強化 月間【全国統一】	5月1日(木)～5月31日(土)の 1か月間	実施について、協議会 から各機関・団体に 1団体1運動を依頼 する。
歩行者事故防止運動 【県独自】	10月21日(火)～10月30日(木)の 10日間	

(3) 期日を定めて実施する運動

名 称	期 日	実 施 内 容
交通事故死ゼロを 目指す日	4月10日(木) 9月30日(火)	実施要綱は内閣府が決定する。
飲酒運転根絶の日	12月11日(木)	実施内容は県が決定する。
交通安全日 (毎月1日は 「高齢者保護の日」)	毎月1日、15日	○ 街頭指導の推進 交通事故多発箇所、通学路等における 子どもや高齢者、自転車を重点とした保 護・誘導や街頭指導を実施する。 ○ 高齢者の事故防止活動の推進 毎月1日を「高齢者保護の日」として、 職場付近等における高齢者への安全通 行の呼び掛けなど、高齢者の事故防止に 向けた活動を推進する。 ○ 広報啓発活動の推進 各種メディアを活用するなど、あらゆる 機会を通じて交通安全啓発活動を推 進する。

(4) 推進機関・団体が行う主な推進事項・・・P10

本運動を効果的に推進するために各推進機関・団体が、交通安全活動への参画意識を高めるとともに、地域住民の交通安全への関心と気運の高揚に向け、「住民の目に見える活動」への取組として「1団体1運動」を推進する。

各推進機関・団体に取り組む推進事項については、別記1のとおり。

8 交通事故の状況・・・P14

別記2のとおり。

「交通マナーアップ運動」実施要領

1 目 的

交通事故を防止するためには、交通ルールの遵守はもとより、運転者と歩行者双方の思いやり・譲り合いの励行等、交通マナーの向上が重要であることから、交通マナー向上への積極的な働き掛けを図る。

2 スローガン

- どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり
- 「大丈夫」 一番危険な 思い込み



3 主な推進事項

実 施 事 項	実 施 内 容
「歩行者を早く見つけて守る運転」の推進 ～歩行者優先！「チェック・ストップ・横断歩道」～	○ 自動車の運転者に対して、交通安全教育や街頭キャンペーン等あらゆる機会を通じて「人優先」の交通安全思想の浸透を図る。 ○ 運転中のわき見やスマートフォン等の操作・画像を注視する行為の禁止等、交通ルールを守ることはもちろん、前方左右の視野を広げていち早く横断歩行者等を発見し、歩行者を守る運転を推進する。 ○ 信号機のない横断歩道において、運転者と歩行者双方が合図を交わすことによる安全行動を推奨する。 ○ 安全運転五則等の指導・啓発活動を推進する。
「ライトで照らせ『かがやき』運動」の推進 ～早めの点灯・ハイビームの適切な使用・反射材用品等の着用の促進～	○ 薄暮時間帯の早めのライト点灯を推進する。 { 3月～5月（春季）は、午後5時から 6月～8月（夏季）は、午後6時から 9月～2月（秋・冬季）は、午後4時から ※ 雨天・曇天・降雪等の荒天時も点灯 ○ ハイビーム（上向きライト）の適切な使用を励行する。 { ・走行時は、ハイビームが基本 ・対向車や先行車がいる場合には、ロービーム ○ 歩行者・自転車の反射材用品等の着用を促進する。
駐車マナーアップの推進	○ 繁華街や駅、バス専用レーン等を重点に、迷惑駐車の前放しを呼び掛け、快適な交通環境の確立を推進する。
歩行マナーアップの推進	○ 歩行者に対する右側通行、左右の安全確認、信号や横断ルールの遵守等を徹底する交通安全教育、街頭指導を推進する。 ○ 歩行中のスマートフォン等使用の危険・迷惑性を周知するなど、歩行マナーの向上を推進する。
広報・啓発活動の推進	○ 広報紙(誌)・テレビ・ラジオ・SNS等の各種メディアを活用するなど、あらゆる機会を通じて「交通マナーアップ運動」の推進を呼び掛ける。

《安全運転五則》

- 1 安全速度を必ず守る
- 2 カーブの手前でスピードを落とす
- 3 交差点では必ず安全を確認する
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない

《二輪車安全運転五則》

- 1 ヘルメットを正しくかぶる
- 2 一時停止をして確認する
- 3 安全速度を守り、急な進路変更はしない
- 4 交差点では右左折車に注意する
- 5 カーブの手前で必ずスピードダウンする

《高速安全運転五則》

- 1 安全速度を守る
- 2 十分な車間距離をとる
- 3 割り込みをしない
- 4 わき見運転をしない
- 5 路肩走行をしない

「高齢者とこどもの交通事故防止運動」実施要領

1 目 的

高齢者とこどもの交通安全意識を深め、県民一人一人が高齢者やこどもに対し、思いやりのある交通行動をとることができるよう、広報啓発に努めるとともに、高齢者団体・幼稚園・保育所（園）・認定こども園及び学校等が行う自主的な交通安全活動を支援することにより交通事故の防止を図る。

2 スローガン

- 青だけど 自分の目で見て たしかめて
- てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ



3 主な推進事項

実 施 事 項	実 施 内 容
高齢者の自主活動への支援	○ 高齢者による「高齢者自身の交通安全活動」を積極的に支援する。 ○ 高齢者による交通安全自主活動組織の設置を推進する。
高齢運転者対策の推進	○ 70歳以上の高齢者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進、高齢運転者標識を表示している自動車への保護義務の周知を図る。 ○ 高齢運転者が身体機能の変化を自覚できるよう、シミュレーターや交通安全教育体験車等を活用した参加・体験・実践型教室を開催する。 ○ 運転免許証の自主返納制度、安全運転相談ダイヤル（通称：ハレバレ）の積極的な周知を図る。 安全運転相談ダイヤル：＃８０８０（ハレバレ） ○ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いを推進する。 ○ 自主返納者に対する支援施策の拡充及び広報啓発に努めるほか、返納と運転継続の中間的選択肢として、サポートカー限定免許制度の周知を行う。 ○ 運転技能検査、認知機能検査、高齢者講習の早期受験・受講の促進と個々の能力や特性に応じたきめ細かな指導を行う。
保護・誘導活動の推進	○ 高齢者とこどもに対する街頭での保護・誘導活動を推進する。 ○ 運転者に対し高齢者やこども、障害者等への「思いやり運転」の指導・啓発活動を推進する。
安全 教 育 の 推 進	○ 歩行中・自転車乗用中の正しい通行方法等を身につけるためシミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 ○ 高齢者とこどもに親を加えた、三世代交流型の交通安全教育を推進する。 ○ 反射材用品等の有効性を広報啓発し、夜間外出時の着用等を推進する。 ○ 横断歩行者の安全確保に向けて、歩行者には横断する意思を明確に示すなど自らの安全を守るための交通行動、運転者には歩行者等の保護・優先意識の向上を図る交通安全教育を推進する。
電動車いすの安全利用の推進	○ 電動車いす登録制度を活用して、電動車いす取扱店と連携・協力を図り、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、電動車いす利用者に対する継続的な交通安全教育を推進する。
通学路等の安全確保	○ 通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における道路交通環境の改善（「ゾーン30プラスの整備等」）や交通ボランティア等と連携した街頭指導、保護活動を推進する。
「安全運転サポート車」の普及促進	○ 高齢運転者を対象とした安全運転相談会など、様々な機会を活用して、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した「安全運転サポート車」の普及を促進する。
広報・啓発活動の推進	○ 広報紙（誌）・テレビ・ラジオ・SNS等の各種メディアを活用するなど、あらゆる機会を通じた広報啓発活動を推進する。

「反射材用品等の着用推進運動」実施要領

1 目 的

夜間の交通事故防止に効果が高い反射材用品や自発光式用品の効果を広く県民に認識させ、着用の習慣化を図るとともに、靴や自転車等に反射材用品等を直接貼付する活動を推進し、夜間の歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図る。

2 スローガン

- 見えないを 見えるに変える 反射材
- 反射材 わたしとかがやく 夜の道



3 主な推進事項

実 施 事 項	実 施 内 容
家庭・学校等における 反射材用品等着用の 推進	○ 各家庭で反射材用品等を備え付け、外出時の自発的な着用が習慣化されるよう推進する。 ○ 反射材用品等の視認効果、使用方法等を学校での交通安全教育等を通じて理解させ、着用を推進する。
地域、団体等での反射 材用品等着用の推進	○ 市町をはじめ老人クラブ、交通安全母の会等の関係機関・団体と連携して、反射材用品等の視認効果、使用方法等を広報し、あらゆる世代で着用を促進する。 ○ 反射材用品等の着用効果を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育を強化し、反射材用品等の普及・着用を推進する。
反射材用品等着用の街 頭・訪問指導活動等の 推進	○ 薄暮時間帯から夜間の街頭指導時において、反射材用品等の着用指導を推進する。 ○ 街頭・訪問指導活動等あらゆる機会を通じて高齢者の靴等へ反射材用品を直接貼付する活動を推進する。
広報・啓発活動の推進	○ 広報紙(誌)・テレビ・ラジオ・SNS等の各種メディアを活用するなど、あらゆる機会を通じて、反射材用品等の着用の有効性を呼び掛ける。 ○ 反射材用品等を購入しやすい環境の整備に努める。

《歩行者の交通安全5つのポイント》

- 道路を横断する時は一旦止まって安全確認をしましょう。
(横断中は、渡り終えるまで安全確認をしましょう。)
- 外出する時は反射材用品等を着用する習慣をつけましょう。
- 夕暮れから夜間に外出する時は明るい色の服装を心掛けましょう。
- 少し遠回りでも、信号機のある場所や横断歩道を渡りましょう。
- 車の直前・直後の横断や斜め横断はやめましょう。

「自転車の安全利用運動」実施要領

1 目的

カーボンニュートラル社会の実現に向けて自転車利用の促進が見込まれる中、自転車利用者の交通違反や交通マナーの悪化が指摘され、社会問題化していることから、自転車利用者が加害者にも被害者にもならないよう、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

2 スローガン

- ヘルメット がぶるあなたは かっこいい
- ヘルメット あごひもカチッと 出発だ



3 主な推進事項

実施事項	実施内容
自転車安全利用の推進	○ 自転車利用者に対する自転車安全利用五則等の遵守、交通マナーアップを推進する。 《自転車安全利用五則》 ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用 ○ 家庭・職場・学校では、この運動の実践・指導を推進する。 ○ 職場・学校では、交通安全講習と「自転車に関するルール・マナー検定」を着実に推進する。
乗車用ヘルメットの着用推進	○ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を推進する。 ○ 保護者には、幼児・児童の乗車用ヘルメット着用を推進する。
点検整備の推進	○ 乗車前の点検と、自転車安全整備店での定期的な点検整備を推進する。
自転車保険の加入推進	○ 交通事故に備えた保険(TSマーク付帯保険、個人賠償責任保険など)の加入を徹底する。
幼児二人同乗用自転車の安全利用の推進	○ 自転車の乗車定員を守るとともに、幼児2人を乗車させる場合には、幼児二人同乗用自転車(三人乗り自転車)の利用を推進する。 ○ 幼児用座席乗車時の乗車用ヘルメットとシートベルトの着用を推進する。
業務運転中の自転車の安全利用の推進	○ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けを推進する。
自転車運転者講習制度の周知	○ 自転車利用者に対し、自転車運転者講習制度を周知し安全利用を推進する。
街頭指導の強化	○ 自転車利用者の通行が多い交差点・路線を重点に、街頭指導を推進する。 ○ 自転車安全利用五則に加え、スマートフォン等を手で持って通話したり画面を注視しながらの運転、イヤホンを使用しながらの運転の危険性等について呼び掛ける街頭指導を強化する。
広報・啓発活動の推進	○ 広報紙(誌)・テレビ・ラジオ・SNS等の各種メディアを活用するなど、あらゆる機会を通じ、運動の広報啓発を行う。

「全ての座席のシートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用運動」実施要領

1 目 的

交通事故による被害を防止・軽減する効果が高いシートベルトの全ての座席での着用とチャイルドシートの正しい使用の普及啓発に努め、着用等の徹底を図る。

2 スローガン

- 「締めました！」 乗る人みんなの 合言葉
- 守ろうよ チャイルドシートで 子の未来



3 主な推進事項

実 施 事 項	実 施 内 容
全ての座席のシート ベルト着用の徹底	○ 車で出掛けるときは、後部座席を含めた乗車する全員にシートベルト着用の声掛けを徹底する。 ○ 高速乗合バス、貸切バス等において、全ての座席のシートベルト着用を徹底する。
チャイルドシートの 正しい使用の徹底	○ 6歳未満の幼児を乗車させるときは、体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け、正しい使用を徹底する。 なお、6歳以上であっても、体格等よりシートベルトを適切に着用させることができないこどもには、チャイルドシートの使用を推奨する。 ○ 乳幼児の定期検診時などを利用し、チャイルドシートの正しい使用の広報啓発を推進する。
着 用 指 導 の 推 進	○ シートベルト体験車等を活用した参加・体験・実践型の教育を推進する。 ○ 関係機関・団体、事業所、地域等において、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用方法の指導を推進する。
街 頭 活 動 の 推 進	○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用について、街頭での指導及び広報活動を推進する。
広 報 ・ 啓 発 活 動 の 推 進	○ 広報紙(誌)・テレビ・ラジオ・SNS等の各種メディアを活用するなど、あらゆる機会を通じて、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の必要性を呼び掛けるとともに、後部座席を含めた全ての座席にシートベルト着用義務があることの広報啓発を推進する。

「飲酒運転根絶運動」実施要領

1 目 的

飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な行為であるにもかかわらず、飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たない状況にあることから、全ての県民が飲酒運転の危険性や違法性を自覚し、「飲酒運転 しない・させない・許さない」を徹底して、自動車、バイク、自転車等の全ての車両での飲酒運転の根絶を推進する。

2 スローガン

- 飲酒運転 しない・させない・許さない
- 飲む前に 車じゃないよね？ 再確認



3 主な推進事項

実 施 事 項	実 施 内 容
飲酒運転根絶の推進	○ 全ての県民が飲酒運転をしない、させない、許さないという認識の下、飲酒運転は絶対にしないこと、飲酒運転をするおそれのある者に対し車両又は酒類を提供しないこと及び飲酒運転の車両に同乗しないことを基本として、飲酒運転の根絶を推進する。
安全教育の推進	○ 地域や職場における飲酒運転の違法性、悪質・危険性及び社会的責任の重大性について、視聴覚教材を使用するなどの効果的な教育を推進する。
「飲酒運転根絶宣言店等登録制度」の推進	○ 酒類提供飲食店及び事業所に対し、飲酒運転根絶宣言店等登録制度への登録を促進し、登録店等における従業員や来店客等への飲酒運転根絶の取組を推進する。
安全運転管理業務の徹底	○ 安全運転管理者選任事業所においては、運転者の運転前後におけるアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認等の業務を徹底する。
広報・啓発活動の推進	○ 広報紙(誌)・テレビ・ラジオ・SNS等の各種メディアを活用するなど、あらゆる機会を通じて飲酒運転の危険性を呼び掛ける。

「危険運転及び暴走行為根絶運動」実施要領

1 目 的

妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等の危険運転は、良好な交通環境を阻害し、時には重大事故や事件につながる。また、暴走行為者による爆音・暴走行為は、県民の平穏な生活を著しく害し、青少年の健全育成、非行防止の観点からも看過できないことから、県民総ぐるみで悪質・危険な運転を許さない気運を醸成することで、危険運転及び暴走行為の根絶を図る。

2 スローガン

- まだ行ける? いいえ黄色は もう止まれ
- スピードと 焦る気持ちに ブレーキを



3 主な推進事項

実 施 事 項	実 施 内 容
広報・啓発活動の推進	○ 家庭・地域・職場等において、危険運転や暴走行為を根絶させる気運が醸成されるよう広報啓発を推進する。 ○ 広報紙(誌)・テレビ・ラジオ・SNS等の各種メディアを活用するなど、あらゆる機会を通じて、妨害運転等の危険性についての情報提供等を行う。 《妨害運転の行為を受けたときのポイント》 ○ 安全な場所に待避して、直ちに110番通報をしましょう。 また、相手からの暴行を避けるため、ドアをロックし、窓も開けないようにしましょう。 ○ 同乗者がいる場合は、ナンバー等の記録や110番通報を依頼しましょう。 ○ ドライブレコーダーを設置し有効に活用しましょう。 ○ 石川県警察暴走族相談電話の積極的な活用を呼び掛ける。
交通安全教育の充実	○ 無理な追越しやスピードの出しすぎ等による運転の危険性を理解させ、相手に対する思いやりと譲り合いの気持ちを持った交通マナーを実践させる交通安全教育を推進する。 ○ 中学校・高等学校等において生徒指導を充実・強化する。
不正改造車の排除	○ 不正改造車を排除するための運動を推進する。 ○ 自動車整備及び関連業界に対する指導の徹底と不正改造車等に対する取締りを強化する。 ○ 車両等の街頭検査を積極的に実施する。
暴走行為者が集まりやすい場所の管理者対策の徹底	○ 暴走行為者が集まりやすい広場・駐車場等の管理者と綿密に連携し、情報を共有するとともに適切な管理を促す。
石川県警察暴走族相談電話 076-225-0400 又は、警察安全相談#9110 緊急の場合は110番	

推進機関・団体が行う主な推進事項

機 関 ・ 団 体 名	推 進 事 項
共 通	○ 本要綱中に定める各種交通安全運動の推進 ○ 生活道路、通学路等における交通安全対策の推進 ○ 飲酒・妨害運転等、悪質・危険な運転の根絶 ○ 運転中のスマートフォン使用及びカーナビ等注視禁止の徹底 ○ 各種広報媒体を活用した交通安全に関する広報啓発活動の推進 ○ 交通事故被害者等への支援の推進 ○ エコドライブの推進 ○ 各推進機関が連携した総合的な交通安全対策の推進
県	○ 石川県交通安全推進協議会の開催 ○ 市町、県警察と連携した総合的な交通安全施策の計画的実施 ○ 各交通安全推進機関・団体に対する協力要請と助言 ○ 幼児・高齢者等に対する交通安全教育の計画的な実施 ○ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車の普及促進 ○ シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の充実 ○ 自転車の安全利用の推進と自転車保険加入の徹底 ○ 電動車いす登録制度の周知と電動車いすの安全利用の推進 ○ 県ホームページ・広報等による交通安全関連情報の発信及び普及啓発 ○ 飲酒運転根絶に向けた各種取組の推進
市 町	○ 市町による交通安全対策の計画的実施 ○ 県、警察等と連携した総合的な交通安全施策の計画的実施 ○ 高齢者の「福祉」や「生涯学習」としての交通安全施策の推進 ○ 市町広報紙(誌)等を活用した交通安全思想の普及・啓発 ○ 各交通安全推進機関・団体に対する協力要請と支援 ○ 自転車の安全利用の推進と自転車保険加入の徹底 ○ 高齢者・こどもを対象とした各種交通安全教室など参加・体験・実践型研修会の積極的開催 ○ 高齢者交通安全教育推進組織の活動の活性化と支援 ○ 民間の交通安全関係団体の育成指導 ○ 放置自転車対策の推進 ○ 地域の実情に応じた運転免許の自主返納制度の周知と支援策の推進 ○ 電動車いす登録制度の周知と電動車いすの安全利用の推進
警 察	○ 交通安全教育及び交通安全活動の推進 ○ 高齢者とこどもの交通安全の確保 ○ 新たなモビリティや自転車の良好な交通秩序の実現 ○ 飲酒運転の根絶 ○ 運転者教育の充実 ○ 高齢運転者対策の推進 ○ 様々な運転者へのきめ細かな対策の推進 ○ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 ○ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進 ○ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進 ○ 重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備 ○ 生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

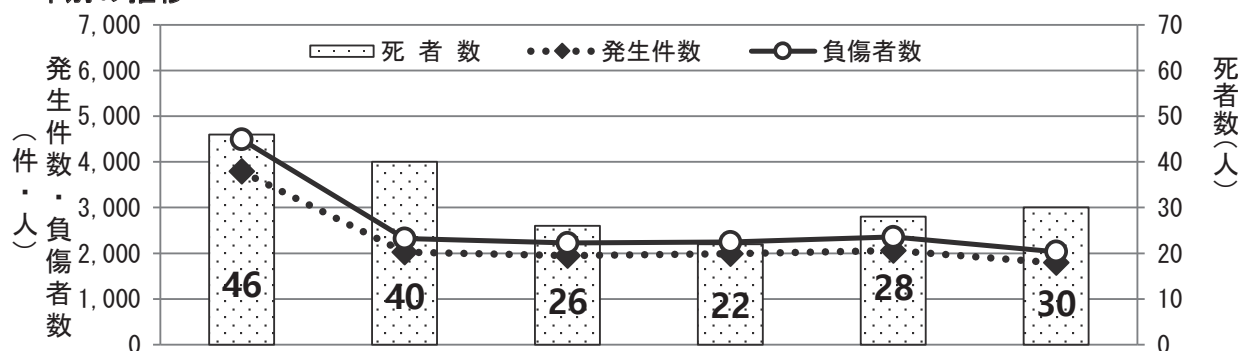
機 関 ・ 団 体 名	推 進 事 項
〔道 路 管 理 者 等 〕 金 沢 河 川 国 道 事 務 所 県 市 農 林 業 公 社 町 中 日 本 高 速 道 路	○ 道路環境の整備による交通安全対策の推進 ○ 道路情報板を活用した広報啓発及び情報の積極的提供 ○ 道路の不正占用・不正使用の防止と適正化の推進 ○ 除雪体制の確立と迅速・的確な情報の提供 ○ 過積載による違法運行防止、危険物積載車の事故防止と指導の徹底 ○ 障害者、高齢者等交通弱者の安全を確保するための道路安全施設の点検整備 ○ 通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等で安全を確保するための安全施設の点検整備 ○ 安全施設の点検等道路パトロールの実施 ○ 「安全運転五則」、「自転車安全利用五則」、「高速安全運転五則」の周知徹底 ○ 安全運転、全ての座席のシートベルト着用、チャイルドシート of 正しい使用の広報啓発
石 川 運 輸 支 局 石 川 労 働 局 軽 自 動 車 検 査 協 会 自 動 車 事 故 対 策 機 構 な ど	○ 飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶にかかる対策 ○ 大型自動車の車輪脱落事故防止に向けた確実なタイヤ交換作業等の周知啓発 ○ 過積載、過労運転防止等の運行管理、労働時間管理及び健康管理の徹底 ○ 自動車の日常・定期点検整備の励行指導 ○ 無車検・無保険車両の運行防止の指導 ○ 自動車の安全、公害防止対策の推進を図るため、不正改造車排除運動等各種運動の実施 ○ 異常気象時等の輸送安全のための措置の推進 ○ 交通事故被害者等支援対策の推進 ○ 交通労働災害防止対策の推進 ○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底 ○ 運行管理者等に対する指導講習の開催と管理の徹底
教 育 委 員 会 〔教 育 関 連 団 体 〕 小 ・ 中 学 校 校 長 会 高 等 学 校 校 長 協 会 県 P T A 連 合 会 高 等 学 校 P T A 連 合 会 私 学 連 合 会 専 修 学 校 各 種 学 校 連 合 会 国 公 立 幼 稚 園 教 育 研 究 会 公 民 館 連 合 会 婦 人 団 体 協 議 会 交 通 安 全 母 の 会 青 年 団 協 議 会 新 生 活 運 動 協 議 会 ボーイスカウト石川県連盟 ガールスカウト石川県連盟 な ど	○ 学校・社会・家庭教育の中で、生涯にわたる段階的・体系的な交通安全思想の普及と実践 ○ 幼児・児童・生徒等の安全を図る交通安全教育の徹底 ○ 幼児交通安全クラブ、交通少年団の育成指導 ○ 登下校(園)時及び帰宅後における児童生徒等の安全確保と街頭指導の強化 ○ 自転車の安全利用運動と「自転車安全利用五則」に基づいた交通ルール、交通マナーの実践指導 ○ 運転中のスマートフォン使用及びカーナビ等注視禁止の徹底 ○ 自転車のTSマーク付帯保険や個人賠償責任保険加入の推進 ○ 幼児・児童のほか、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用推進 ○ 危険運転及び暴走行為根絶運動の推進と再犯防止等の指導 ○ 安全・健康教育講習会等の計画的な開催 ○ 高校生交通安全自主活動組織の活動の活性化 ○ 薄暮時間帯の早めのライト点灯とハイビームの適切な使用の励行 ○ 女性ドライバークラブ等の結成促進と活動の推進 ○ 春季・夏季・秋季・年末の交通安全運動への積極的参加 ○ 家庭・地域における交通安全運動の啓発と実践 ○ 「交通安全は家庭から」をモットーに、「交通事故に気をつけて」等、交通安全の呼び掛けを実施 ○ 家庭・学校・地域における反射材用品等の着用の徹底

機 関 ・ 団 体 名	推 進 事 項
〔社会福祉関連団体〕 みらい子育てネット 社会福祉協議会 老人クラブ連合会 身体障害者団体連合会 視覚障害者協会 聴覚障害者協会 など	○ 幼児等の保護者に対するチャイルドシートの正しい使用の徹底及び自転車の乗車用ヘルメット着用推進等、交通安全の呼び掛け ○ 高齢者等に対する参加・体験・実践型交通安全講習会の開催 ○ 夜間外出時の明るい服装の呼び掛けと、反射材用品等の着用の徹底 ○ 「高齢運転者標識(高齢者マーク)」等の表示促進 ○ 高齢者ドライビングスクール等の実践的な「高齢運転者講習」の受講促進 ○ 障害者等の交通安全確保について、県民への協力の呼び掛け ○ 電動車いす登録制度の周知と電動車いすの安全利用の推進
〔自動車関連団体〕 自動車会議所 自動車整備振興会 自動車販売店交通安全推進協議会 中古自動車販売協会 レンタカー協会 日本自動車連盟 石油商業組合 J A 石川県中央会	○ 交通安全の効果的な広報啓発活動の推進 ○ 研修会・講習会等を通じた交通安全推進の呼び掛け ○ 顧客に対する安全運転の呼び掛け ○ 電動車いす登録制度の周知と電動車いすの安全利用の推進 ○ 自動車使用者の保守管理意識高揚の広報啓発 ○ 自動車使用者の日常・定期点検整備の促進と広報啓発 ○ 無車検・無保険車両の追放 ○ 車両の不正改造等の防止と広報啓発 ○ 会員事業所従業員に対する交通安全教育の徹底 ○ 交通事故被害者等支援対策の推進 ○ 安全運転サポート車の普及促進
〔交通安全教育等関係〕 交通安全協会 (交通安全活動推進センター) 安全運転管理者協議会連合会 指定自動車教習所協会 自動車安全運転センター 日本道路交通情報センター 高速道路交通安全協議会 地域交通安全活動推進委員協議会 市町街頭交通推進隊	○ 交通安全自転車大会の開催等による自転車の安全利用の推進 ○ シミュレーター、シートベルト体験車、交通安全体験車「ぱっちい〜号2世」による出前教育の推進 ○ 反射材用品等の開発と着用の徹底 ○ 電動車いす登録制度の周知と電動車いすの安全利用の推進 ○ 実践的運転者教育のための「石川県安全運転研修所」及び「安全運転中央研修所」の活用 ○ 歩行者・自転車利用者(特に高齢者)に対する参加・体験・実践型交通安全教育と街頭指導の強化、自転車保険加入の推進 ○ 交通安全教育DVD等貸出による広報啓発の推進 ○ 「無事故・無違反運動」の推進と優良運転者等の賞揚 ○ 事業所青年部の活性化と交通安全リーダーの育成 ○ 事業所における安全運転管理の推進 ○ 安全運転管理者による酒気帯び確認業務の確実な実施 ○ 飲酒・妨害運転等、悪質・危険な運転の根絶 ○ 「生命の大切さ」、「運転の責任」を自覚する運転者の育成 ○ 初心運転者・高齢運転者教育の推進と地域の安全に貢献する活動の推進 ○ 運転免許証の自主返納制度の周知と支援策の推進 ○ SDカード等の活用と普及推進 ○ 迅速的確な交通情報等の提供 ○ 「安全運転五則」、「二輪車安全運転五則」、「高速安全運転五則」の周知徹底 ○ 違法駐車車の追放と排除気運の醸成 ○ 運転中のスマートフォン使用及びカーナビ等注視禁止の徹底 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

機 関 ・ 団 体 名	推 進 事 項
〔二輪車・自転車関連団体〕 自転車軽自動車事業協同組合 二輪車普及安全協会	○ 街頭における自転車の安全指導と点検整備の実施 ○ 自転車安全運転講習会の開催等による自転車安全利用の推進 ○ 「T S マーク付帯保険や個人賠償責任保険」の加入と「防犯登録」の徹底 ○ 原付車、二輪車の点検整備と保険加入の促進 ○ 二輪車の運転技能及び自転車の正しい乗り方講習の開催 ○ 二輪車防犯登録の加入促進 ○ 電動車いす登録制度の周知と電動車いすの安全利用の推進 ○ 「二輪車安全運転五則」、「自転車安全利用五則」の周知徹底 ○ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用推進 ○ 幼児二人同乗用自転車の周知と普及
〔鉄 道 事 業 者 〕 西 日 本 旅 客 鉄 道 北 陸 と 鉄 道 の I R い し か わ 鉄 道	○ 踏切の安全通行と事故防止の指導強化、「守ろう！踏切でのルール」の構内放送、車内放送等による広報の推進 ○ 踏切保安設備の点検整備 ○ 駅周辺における駐輪マナー向上の啓発 ○ ホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知や酔客に対する事故防止等の注意喚起
〔保 険 関 連 団 体 〕 日 本 損 害 保 険 協 会 J A 共 済 連	○ 無保険・無共済防止の広報啓発と加入促進 ○ 会員に対する交通安全等の研修会・講習会の開催 ○ 盗難車による交通事故防止のため、自動車盗難関連情報の提供 ○ 交通事故相談の実施 ○ 交通事故被害者等支援対策の推進 ○ 自転車保険の加入推進
〔運輸・建設関連団体〕 ト ラ ッ ク 協 会 バ ス 協 会 タ ク シ ー 協 会 西日本ジェイアールバス 北 陸 鉄 道 金沢個人タクシー協同組合 建 設 業 協 会 管 工 事 協 同 組 合 舗 装 業 協 会 鑿 井 協 会 電 気 工 事 工 業 組 合 地 質 調 査 業 協 会 測 量 設 計 業 協 会 交 通 安 全 施 設 業 協 会 骨 材 協 同 組 合 連 合 会 運 転 代 行 協 会 な ど	○ 薄暮時間帯の早めのライト点灯とハイビームの適切な使用の励行 ○ 交通安全広報啓発活動の推進 ○ 研修会・講習会の開催と運転適性診断受診の推進 ○ 過積載、過労運転の防止等、労務・運行管理の指導徹底 ○ 日常・定期点検整備の励行 ○ 「無事故・無違反運動」の推進と優良運転者等の賞揚 ○ 道路状況等に応じた安全速度遵守の徹底 ○ 全ての座席のシートベルト着用 ○ 運転中のスマートフォン使用及びカーナビ等の注視禁止の徹底 ○ 踏切事故防止の徹底 ○ 車両の不正改造等防止の指導徹底 ○ 大型自動車の巻き込み事故防止の指導徹底 ○ 安全の確認・点検による顧客・積荷の安全確保 ○ 飲酒運転等悪質危険な運転の追放 ○ 違法駐車防止と路上作業中の安全確保、交通事故防止の徹底 ○ アイドリングストップの徹底
〔経済関連団体など〕 商 工 会 議 所 連 合 会 商 工 会 連 合 会 経 営 者 協 会 町 会 区 町 会 連 合 会 観 光 連 盟 食 品 衛 生 協 会 連 合 会 生 活 衛 生 同 業 組 合 連 合 会 社 交 飲 料 生 活 衛 生 同 業 組 合 飲 食 業 生 活 衛 生 同 業 組 合 理 容 生 活 衛 生 同 業 組 合 美 容 業 生 活 衛 生 同 業 組 合 酒 造 組 合 連 合 会 小 売 酒 販 組 合 連 合 会	○ 研修会・講習会等の開催と各種会合を活用した交通安全の呼び掛け ○ 路上駐車、商品・看板等の路上はみ出しなど道路の不正使用防止・指導 ○ 自転車の安全利用と自転車保険加入の推進 ○ 自動車、自転車等駐車場の整備促進 ○ 飲酒運転根絶宣言店等登録制度への登録促進 ○ 家庭・地域及び店舗等における飲酒運転根絶の広報啓発 ○ 飲酒を伴うイベント及び会合等でのハンドルキーパー運動の推進 ○ 県外観光客・旅行会社等への交通安全情報の発信 ○ 年末及び冬期間を中心とした路上駐車排除気運の醸成と指導
〔報 道 機 関〕	○ 交通安全思想の普及啓発

令和6年中の交通事故の発生状況

1 年別の推移



	H27	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	3,791	2,025	1,946	1,987	2,059	1,792
死者数	46	40	26	22	28	30
負傷者数	4,492	2,325	2,225	2,248	2,356	2,037
うち重傷者数	337	258	208	243	267	224

○発生件数・負傷者数は、前年より減少した。

○死者数は、前年の28人から2人増加し、30人となった。

2 交通死亡事故の特徴

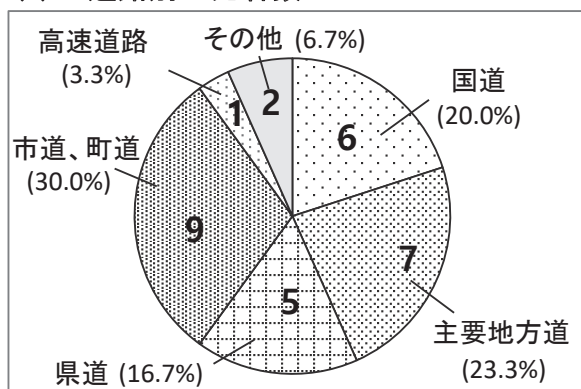
○高齢者(65歳以上)の割合が高い

○自転車乗車中の事故が増加

21人 (構成率70.0% 前年比 ± 0人)

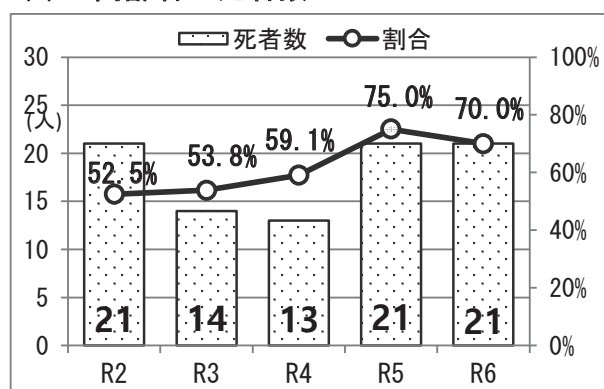
6人 (構成率20.0% 前年比 + 5人)

(1) 道路別の死者数



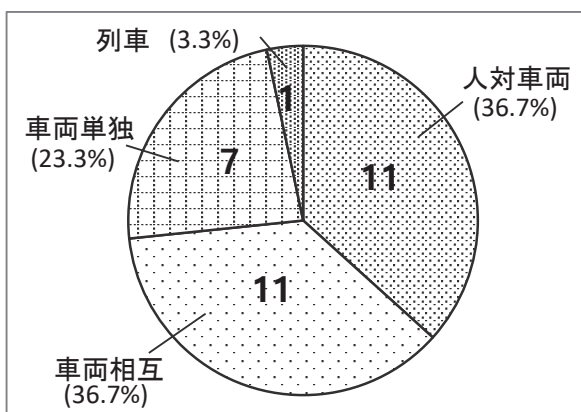
○幹線道路の事故は18人で、前年比2人増加

(2) 高齢者の死者数



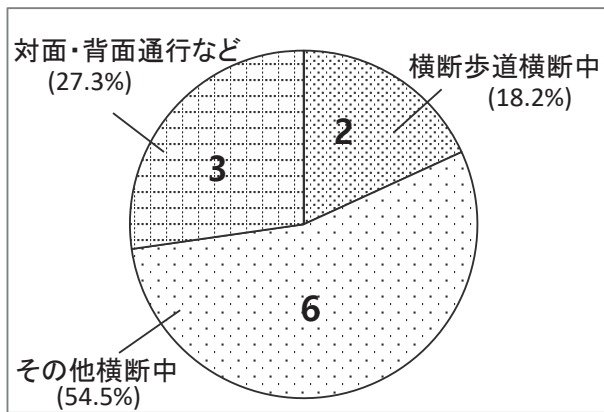
○高齢者の死者数は21人で、前年比増減なし
全体に占める割合は7割

(3)-1 事故類型別の死者数



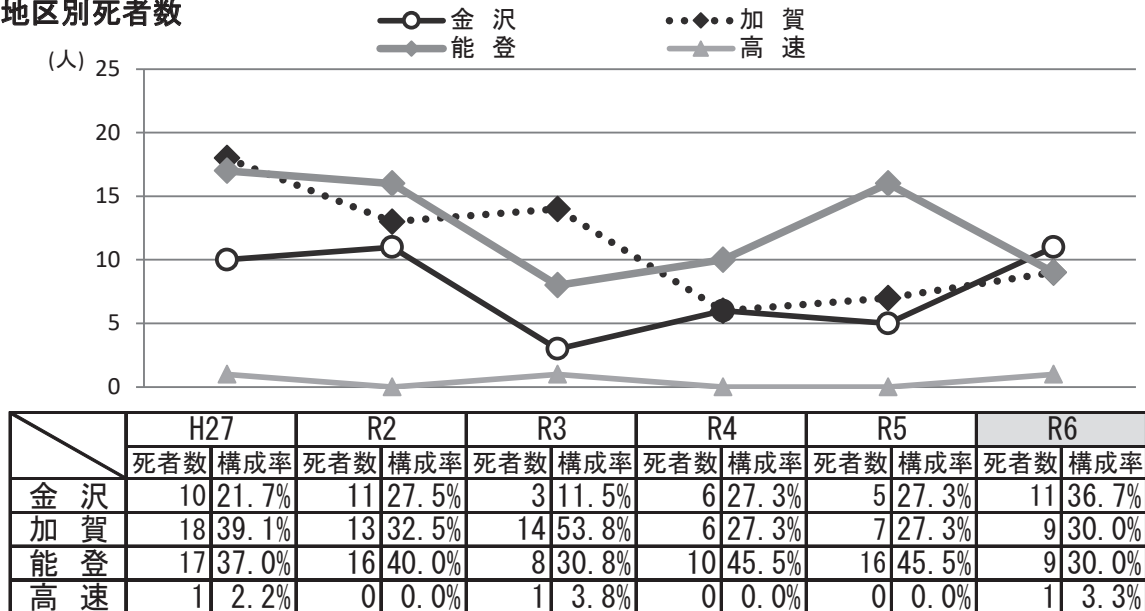
○車両相互は11人で、前年比7人増加

(3)-2 人対車両の類型別死者数



○横断歩道横断中は2人で、前年比3人減少

3 地区別死者数

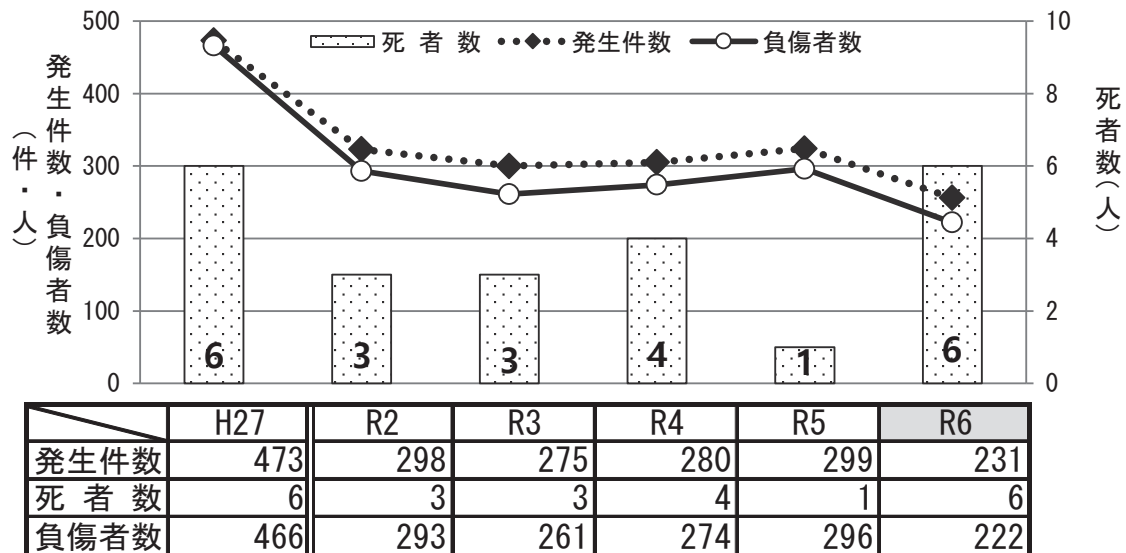


※金沢：金沢市

加賀：野々市市・白山市以南

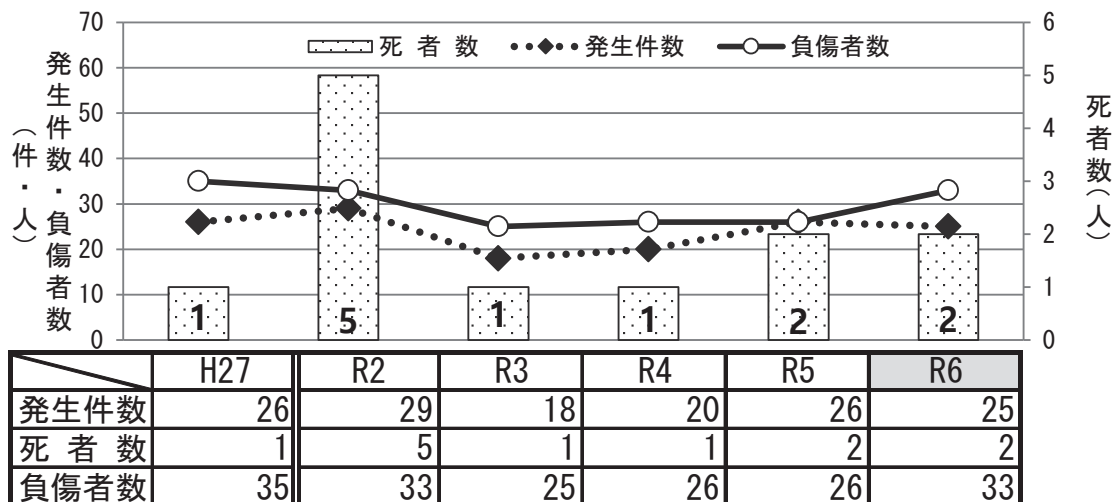
能登：津幡町・内灘町以北

4 自転車事故の推移



※ 件数は、自転車第1当又は第2当となった件数（自転車同士の事故は1件として計上）

5 飲酒事故の推移



※ 件数は、第1又は第2当事者が飲酒の件数。（飲酒同士の事故は1件として計上）

※ 死傷者は、第1又は第2当事者が飲酒事故によるもの。



事故防止 ルールとマナーとおもいやり

石川県生活環境部生活安全課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1387 (直通) F A X 076-225-1389

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/>